

チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

木更津市健康こども部スポーツ振興課

チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の内容

- (1) 名 称：チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託
 - (2) 履 行 場 所：木更津市江川 959 番地の 1 木更津市営江川総合運動場ほか
 - (3) 履 行 内 容：別添「チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託 仕様書（案）」のとおり
 - (4) 履 行 期 間：委託契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
 - (5) 実 施 日：令和 6 年 12 月 7 日（土）、8 日（日）※具体的な時間は協議の上、決定する。
 - (6) 提案上限額：3,799,950 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- ※この金額は、契約時の予定価格を示すものでなく、業務の最大規模を示す額である。

3 委託業務の目的及び公募型プロポーザル方式の理由

「1 日を通して未体験のスポーツにたくさんチャレンジしてみよう！」を本イベントのコンセプトとし、子どもたちに各種スポーツを体験してもらうイベント「チャレスポ in KISARAZU」を開催する。

子どもたちにスポーツに「チャレンジ」する機会と楽しむ場を提供し、スポーツをする楽しさや喜びを知ってもらうことで、スポーツ好きの子どもを増やし、生涯スポーツの推進に向け、運動習慣や体力づくりにつなげることを目的とする。

本事業で想定される業務には専門性と経験が求められる。加えて、本事業は今後の木更津市のスポーツ振興の要点となりうる重要な事業であることから、価格のみによる競争で選定するのではなく、公募により広く事業計画を提案していただき、企画力、推進力等を審査の上、事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」にて実施するものである。

4 提案資格

- (1) プロポーザル参加意向申出書（第 1 号様式、以下「申出書」という。）の提出期限日（令和 6 年 7 月 16 日）において木更津市入札参加資格者名簿に登録がなされている者
- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定により指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の事項のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者、又は受注者を決定する前 6 か月以内に、手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

- (4) 過去に同様の業務（各種スポーツイベント等）の実績があること。
- (5) 上記(2)から(4)に該当する者で、提案資格と同様の要件を有していると認められる者。ただし、この場合は、会社の規模、財務状況等について、入札参加資格審査申請に準じた審査を行うものとする。

5 実施スケジュール

※事前審査については、提案者が 5 者を超える場合のみ実施するものとする。

項 目	日程
(1)実施要領等の配布	令和 6 年 6 月 14 日（金）から
(2)質問の受付	
(3)質問の受付期限	令和 6 年 7 月 8 日（月） 午後 5 時 15 分まで
(4)質問及び回答の公表	令和 6 年 7 月 10 日（水）
(5)参加意向申出書の提出期限	令和 6 年 7 月 16 日（火） 午後 5 時 15 分まで
(6)提案資格審査の結果通知	令和 6 年 7 月 18 日（木）
(7)企画提案書等の提出期限	令和 6 年 7 月 23 日（火） 午後 5 時 15 分まで
(8)事前審査会（※）	令和 6 年 7 月 25 日（木）
(9)事前審査結果通知（※）	令和 6 年 7 月 29 日（月）
(10)受託候補者選定審査会の開催 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 6 年 8 月 5 日（月）
(11)審査結果通知	令和 6 年 8 月 8 日（木）
(12)受託候補者との協議及び見積書の提出	令和 6 年 8 月 9 日（金）以降
(13)契約締結及び委託開始	令和 6 年 8 月 23 日（金）

※実施スケジュールについては、変更することがある。

6 実施要領、仕様書（案）及び申請様式の配布

(1) 配布期間

令和 6 年 6 月 14 日（金）から 7 月 16 日（火）まで

(2) 配布資料

別紙 1 配布資料一覧のとおり

(3) 配布方法及び場所、配布時間

直接配布又は木更津市公式ホームページからのダウンロードによる。

（直接受け取る場合）

場所：千葉県木更津市朝日三丁目 10 番 19 号 木更津市役所朝日庁舎

木更津市健康こども部スポーツ振興課（スポーツ推進係）

時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日を除く）

※郵送、ファクス及び電子メールでの配布は行わない。

7 質問書の受付及び回答

本委託業務及びプロポーザルについて質問がある場合は、開封確認を付した電子メールにより、令和6年6月14日（金）から7月8日（月）午後5時15分までに質問書（第2号様式による）を提出すること。

また、電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。なお電子メール以外の方法及び質問期間終了後に提出された質問書は受け付けない。回答については、随時各者にすると共に、令和6年7月10日（水）に全ての質問及び回答を木更津市公式ホームページに掲載する。

8 プロポーザル参加の手続き

(1) 提出書類 第1号様式（申出書）による

(2) 提出期間 令和6年7月16日（火）午後5時15分まで

(3) 提出方法 担当部局へ持参もしくは郵送によること。

※郵送の場合は期限内必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

9 提案資格確認結果の通知

提出された申出書の内容について、提案資格を満たしているか確認し、令和6年7月18日（木）に申出書提出者全員に、その結果を電話により連絡するとともに、提案資格確認結果通知（第3号様式）を発送する。

10 参加の辞退

本要領9により提案資格を有するものと認められてから、やむ得ない事情により参加を辞退する場合は、令和6年7月23日（火）午後5時15分までに辞退届（第4号様式）を提出するものとする。

11 提案書の提出

提案者は、以下のとおり選考に必要な書類を、担当部局に提出すること。なお1者につき1つの提案の提出に限り、提出期限を過ぎてからの提出は受け付けない。

(1) 提出書類 別紙2 提出書類一覧のとおり

(2) 提出部数 正本1部（代表者印を捺印したもの）、副本7部

※副本へは会社名を特定・識別できるような商号、名称、記号、社員名、実績自治体等は記載せず、記載があるときは黒塗りなどで対応すること。

(3) 提出期限 令和6年7月23日（火）午後5時15分まで

(4) 提出方法 担当部局へ郵送もしくは持参によること。

※持参の場合は担当部局に電話連絡し、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は期限内必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

12 審査会の開催

- (1) 開催日時 令和6年8月5日（月）午後1時15分より

※集合時間等は事業者ごとに別途通知

- (2) 開催場所 木更津市役所朝日庁舎 多目的室B

- (3) 実施方法

企画提案書に関するプレゼンテーション方式とする。なお、実施方法等については次のとおりとする。

ア プレゼンテーションの時間は、1者あたり15分とし、提案者は2名以内とする。

イ プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。

ウ プレゼンテーション会場への提案者入場は、発表補助者を含め3名以内とする。

エ パワーポイント等使用する場合は、プロジェクター（接続コード含む）、スクリーンは発注者が用意する。パソコン及びその他必要な関連機器は提案者が用意すること。

オ プレゼンテーションの順番は、本市が提案書を受理した順で実施する。

- (4) 事前審査

提案者が5者を超えた場合は、提案書について、本要領13による書類審査を行い、上位5者をプレゼンテーションの対象として選定する。

- (5) 留意事項

プレゼンテーションに使用する資料は、会社名を特定・識別できるような商号、名称、記号、社員名、実績自治体等は記載せず、記載があるときは黒塗りなどで対応すること。

13 審査会評価方法及び基準

- (1) 評価方法

ア 本業務の履行に最も適した契約受託候補者を、厳正かつ公に決定するために審査委員会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会委員が提出された提案書の内容に基づくプレゼンテーションの内容について、下記「(2) 評価基準」及び「(3) 審査項目の採点基準」により採点を行う。その上で以下「(ア)」及び「(イ)」のいずれも満たす者を受託候補者として選定する。

(ア) 総合計得点が最も高い者。

(イ) 総合計得点以下が以下の式を満たしている者。

【総合計得点 $\geq 100 \times$ 審査員人数 $\times 0.6$ 】

イ 最高得点者が2者以上になった場合、審査会の協議により決定する。

ウ 提案者が1者のみでも、審査会（プレゼンテーション方式）の開催を経て、受託候補者の選定を行うものとする。

- (2) 評価基準

審査項目	審査基準	配点
1. 会社の業務遂行能力及び実施体制		(20)
(1) 運営実績	・過去5年間に於いて、同様のイベント運営を実施しているか。 ・業務遂行に活かせる強みや実績を有しているか。	10

(2) プロジェクト体制	・発注者との打ち合わせや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組まれているか。 ・個人情報保護体制を含む情報管理体制、緊急時の連絡体制が十分に組まれているか。	10
2. 事業の運営能力及び理解度		(20)
(1) 運営能力・計画性	・具体的かつ現実的で、業務を確実に遂行できる工程が示されているか。	10
(2) 事業の理解度・意欲	・本事業の趣旨や仕様を十分に理解した提案内容となっているか。 ・本事業に対する意欲、熱意が見られるか。	10
3. イベントについての提案		(40)
(1) プログラム企画力・推進力	・イベントを通して、本事業のコンセプトに沿ったスポーツ体験が企画できているか。 ・スポーツ体験教室について、子どもの目線に立ち、スポーツを始めるきっかけや成功体験となるような種目、内容の提案が示されているか。 ・スポーツ体験ブースについて、様々なスポーツに触れられるような創意工夫ある提案が示されているか。 ・プログラムの構築及び推進について、具体的で実行性のある提案が示されているか。	10
(2) 会場設営・スタッフの手配	・安全面を十分考慮した上で、必要な設備備品の手配、既存設備の有効活用、雨天時の対応計画が具体的に示されているか。 ・専門人材の配置を含め、安定的な運営が可能となる人員確保、運用方法について具体的に示されているか。	10
(3) 参加者管理体制	・問合せ対応や、それらに連動した具体的な運営方法が示されているか。 ・参加者の安全面、健康面が配慮されているか。	10
(4) 広報計画	・広報等、効果的で実行性のある提案が示されているか。 ・参加者への周知期間を念頭においた業務工程が示されているか。	10
4. その他の提案		(10)
(1) その他	・事業者独自の提案や工夫が見られるか。 ・安全対策や保険加入状況等が示されているか。	10
5. 価格		(10)
・以下の式により算出する。 (提案価格の最も低い価格÷当該者の価格) × 本評価の配点		10
合計		100

※価格点：小数点以下を切り捨て後、集計する。

(3) 審査項目の採点基準

採点は次に示す5段階評価を基準とする得点を、上記(2)に示す審査項目ごとに付与し、合計得点を算出する。

評価	判断基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0

(4) 提案書作成上の注意

ア 作成にあたっては日本語を用い、通貨は円で表示のこと。

イ 提出書類は提案書表紙に代表者印を押した正本1部、副本7部をそれぞれ、日本産業規格によるA4判にファイルリングして提出のこと。

14 審査会選定結果の通知

審査結果については、提案者に対し電話にて連絡するとともに、選定結果通知書（第5号様式）を発送する。

(1) 通知日 令和6年8月8日（木）

(2) 審査内容についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対する意義申立ては受理しないものとする。

15 選定結果の公表

選定結果については、下記のとおり公表する。

(1) 公表事項 参加事業者（受託候補者のみ）、総合計得点

(2) 公表方法 木更津市公式ホームページに掲載する。

16 契約の締結

(1) 受託候補者と業務詳細を協議の上、再度見積書（提案書類の提出時の見積書と別に）を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約の締結を行う。

（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約）

(2) 受託候補者に事故があり見積書の徴収が不可能となった場合、又は受託候補者との協議が整わない場合、次点者との業務詳細等を協議の上、契約を締結する。

なお、受託候補者と契約が締結された場合、次点者へ速やかに連絡する。

17 その他

(1) 次のいずれに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とし、プロポーザル参加停止通知書（第6号様式）により通知する。

- ア 提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
 - イ 本要領４の提案資格を満たしていないと判断される場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ 見積額が提案上限額を超えている場合
 - オ 選考の公平性を害する行為があった場合
 - カ 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提案の作成等に関する必要経費等は、すべて当該提案者の負担とする。
- (3) 提案書は返却しない。
- (4) 提案書等の提出後は原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、了解なく公表し、また使用してはならない。
- (6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、木更津市情報公開条例に準じ、提出書類を公開することがある。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

18 担当部局及び書類等提出先

〒292-8501

千葉県木更津市朝日三丁目 10 番 19 号 木更津市役所朝日庁舎

木更津市健康こども部スポーツ振興課（スポーツ推進係）

TEL 0438-23-5328 FAX 0438-25-3991

E-mail :taiiku@city.kisarazu.lg.jp

この要領は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。

別紙 1

配布資料一覧	
1	チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領 【様式】 第 1 号様式 プロポーザル参加意向申出書 第 2 号様式 質問書 第 4 号様式 辞退届 第 7 号様式 提案書
2	チャレスポ in KISARAZU 事業業務委託 仕様書（案）

提案提出書類一覧

	提出書類	留意事項
1	提案書表紙（第 7 号様式）	所在地・会社名・代表者を記入し、押印した上で鑑紙とする。
2	会社概要（任意様式）	A 4 サイズのパンフレットも可とする。
3	企画書提案書（任意様式）	仕様書（案）に示す委託内容について、具体的な実施方法を記載する。
4	業務実施体制（任意様式）	本業務に係る予定の全員について、担当業務内容及び役割を記載する。
5	見積書（任意様式）	合計金額のほか、積算内訳も記載する。 ※詳細な内訳を求める場合あり。